

美里町新型コロナウイルス感染症対応 感染拡大防止時短要請協力金(緊急事態措置分)のご案内

美里町では、**新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項**に基づく営業時間短縮等の協力要請に応じた飲食店に対し、**美里町新型コロナウイルス感染症対応感染拡大防止時短要請協力金**を支給します。

要請 対象施設	①酒類又はカラオケ設備を提供する食品衛生法上の営業許可を取得している飲食店 ②上記①以外の食品衛生法上の営業許可を取得している全ての飲食店（宅配・テイクアウトを除く。）
対象期間	令和3年8月27日(金) 午前0時から 令和3年9月12日(日) 午後12時まで
協力金	①中小企業者(簡易申請と通常申請があります。) 前年度又は前々年度の1日当たりの売上高に応じ支給 ・100,000円以下(簡易申請)……………4万円×17日 ・100,001円～250,000円(通常申請)・1日当たりの売上高の4割×17日 ・250,001円以上(通常申請)……………10万円×17日 ※売上減少額が大きい中小企業者の方は②の算定方法も選択可 ②大企業 前年度又は前々年度と今年度の1日当たりの売上高の減少額×4割×17日 ※但し、20万円が1日当たりの上限となります。 ※売上高はすべて消費税・地方消費税を除いた金額となります。
対象要件	1 令和3年8月26日以前から開業していること。 2 要請対象施設①に該当する飲食店が対象期間中の休業(酒類又はカラオケの提供を取りやめる場合は時短営業も可能)に全面的に協力すること。 ※従前から午前5時から午後8時までの範囲で営業している飲食店は休業した場合のみ対象 3 要請対象施設②に該当する飲食店が対象期間中に5時から午後8時までの時間短縮営業に全面的に協力すること。 ※従前から午前5時から午後8時までの範囲で営業している飲食店は対象外 4 「新型コロナ対策実施中ポスター」の取得・掲示等していることなど。
申請期間	令和3年9月13日から令和3年10月21日まで

上記のほか、各種要件がございます。

【申請・問い合わせ先】

〒987-0004

美里町牛飼字御蔵新田93-4

美里町産業振興課（美里町起業サポートセンターKiribi内）

TEL:0229-25-3329

【受付時間】平日9:00～15:00